

見解書・再見解書

令和7年 4月 28日

吹田市長宛

事業者 住 所 枚方市楠葉並木2丁目2番21号
 氏 名 株式会社 スタダプロパティ 代表取締役 砂田 直成
 電話番号 072 (809) 2345

代理人 住 所 大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堀筋千島ビル605
 氏 名 株式会社 シレ・コーポレーション 代表取締役 福本 心
 電話番号 06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
 見解書 再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市南金田1丁目6番4, 6番35, 6番68(地番)			
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()			
意見 に対する 見解	別紙参照、				
※受付年月日	令和7年2月27日	※受付番号	第 号 06-L-20	※受付印	受付 開発審査室 7.4.28 第 号
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

令和7年3月16日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	AD南金田1丁目PJ新築工事			
事業区域の位置	吹田市南金田1丁目6-35、6-4、6-68			
予定建築物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他()			
意見の内容	工事における震動、各駅へのアクセス、 地盤の影響、災害における避難場所、 保育園、幼稚園、小中学校の教室不足等、 教員不足、 治安悪化、 日当たりや風による影響、 商業施設等の商品不足、今の時点で影響が出て るのに、まだ人口を増やす理由を教えてください。			
※受付年月日	27年2月27日	※受付番号	第 号 06-L-20	※受付印 受付 開発審査室 7.3.17 第06-L-20号
※備考				

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

令和7年3月16日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	AD南金田1丁目PJ新築工事			
事業区域の位置	吹田市南金田1丁目6-35、6-4、6-68			
予定建築物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他()			
意見の内容	工事における震動、各駅へのアクセス、 地盤の影響、災害における避難場所、 保育園、幼稚園、小中学校の教室不足、 教員不足、 治安悪化、 日当たりや風による影響、 商業施設等の商品不足、今の時点で影響が出ているのに、まだ人口を増やす理由を教えてください。			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印
※備考				

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書・再見解書

令和7年 4月 日

吹田市長宛

事業者 住 所 枚方市楠葉並木2丁目2番21号
氏 名 株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成
電話番号 072 (809) 2345

代理人 住 所 大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605
氏 名 株式会社ソ・コ・ポ・レーション 代表取締役 福本 心
電話番号 06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
見 解 書
再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68 (地番)			
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()			
意見 に対する 見 解	①「日当たりや風による影響」 本計画建物が建つことにより、ご近隣の敷地に新たに日影を落すこと、現状と比較すると風向きの変化等を生ずることは事実ですが、将来の周辺環境の変化は、地域性からも認識・予測できたことであり、本計画建物が建築上の各種法規制に抵触していない以上、基本的には受忍限度範囲内としてご理解頂きたく存じます。なお、一般のオフィスビルとは異なり、本計画建物は単身者向共同住宅であり、壁面にバルコニーを設置することにより、凹凸を造りだすことで剥離流を低減させ、周辺地域への風による影響を最小限に止めるように努めておりますし、敷地内に植込を設け、防風対策の為、その配置・樹種等に十分配慮いたします。				
	②「工事における振動・地盤の影響」 工事における振動等による隣接土地・家屋への影響に対しましては、工法及び機械の選定に留意し、工事用機械等の使用にあたっては、公害防止条例等で定められた規則・基準を遵守するとともに、騒音・振動を軽減するよう努めます。尚、隣接する建物等に接して掘削作業を行う場合は、土留め工事等を行い、地盤の沈下・ゆるみ・崩壊を防止する措置を施します。				
	③「災害における避難場所」 吹田市の津波・洪水避難ビルの指定を受ける予定はございません。				
※受付年月日		年 月 日		※受付番号	第 号
※備 考					※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書・再見解書

令和7年 4月 日

吹田市長宛

事業者

住所

枚方市楠葉並木2丁目2番21号

氏名

株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成

電話番号

072 (809) 2345

代理人

住所

大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605

氏名

株式会社ソ・コ・ポ・レーション 代表取締役 福本 心

電話番号

06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の)

(所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第2項第4項の規定により、次のとおり見解書再見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事				
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68（地番）				
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他（ ）				
意見 に対する 見解	④「治安悪化」 竣工後、ご近隣の皆様と友好な相隣関係を保持する為、入居者との賃貸契約の際の契約書、重要事項説明書等に居住環境を損なう行為や法令違反、公序良俗違反、共同行為の秩序を乱す行為、騒音・振動・臭気等により、ご近隣の皆様にご迷惑を及ぼし、もしくは不快の念を抱かせる行為については、禁止事項として明記し、入居者との賃貸契約の際、入居者に十分な説明を行うとともに、入居後においても、管理会社を通じ、指導徹底を行うよう努めさせます。					
	⑤「人口を増やす理由」 「良いものを作って、長期にわたり大切に利用していく」というストック重視型への移行を見据え、都心の利便性を謳歌できる立地にて、都心で働き、暮らす人の生活をより快適で豊かにすることを追求した都市型の資産価値の高いマンションを供給することで、地域社会の活性化を実現し、便利で快適に暮らせる街づくりの一翼を担いたいと考えており、それにより社会の持続的発展に大きく寄与できる存在になることを目指しております。					
		⑥「各駅のホームの狭さ」、「保育園・幼稚園・小中学校の教室不足等」、「教員不足」、「商業施設等の商品不足」 当該ご意見に対しましては、弊社が回答させていただく立場にございません。				
※受付年月日		年 月 日		※受付番号	第 号	※ 受付 印
※備 考						

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

R7 年 3 月 25 日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号

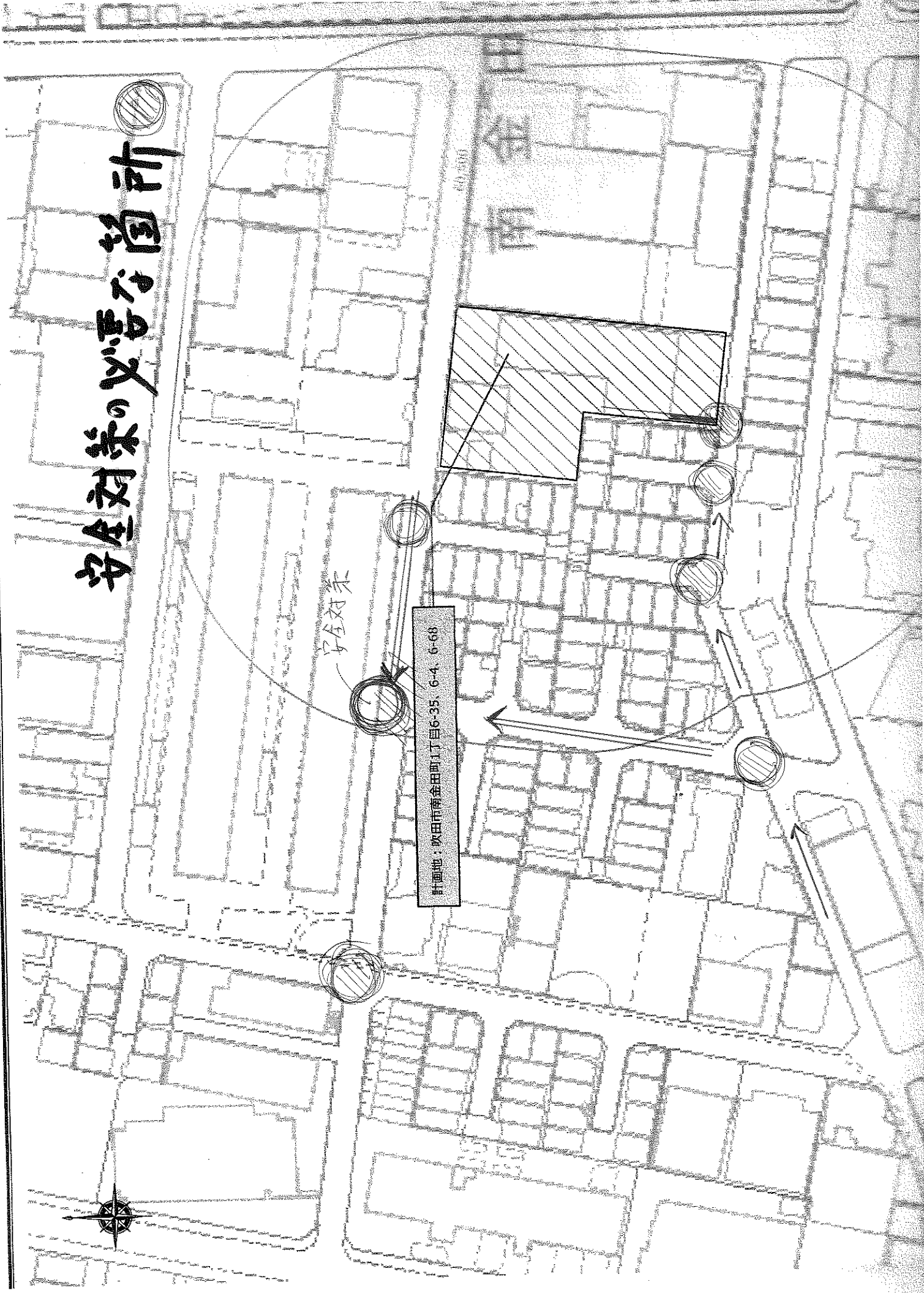
(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
説明報告書に対する意見書
とおり 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	AD南金田1丁目PJ新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 南 金田 1丁目 6-35、6-4、6-68		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	開発地の北側道路は幅4.0mの歩道も無い生活道路であり、ここに2.2mの出口を設けようとしているが、市道は狭く高齢者や小中学生の歩行や自転車バイクの通行も多い。また側から自転車バイクの飛び出しで接触事故が起り無様に形態、構造の検討と安全施設(車止、ミラー等)見通しの良い配慮をしてほしい。		
	・工事中の車両の通行での事故、振動、停滞の起りへの対応も求めます ・また、北側一方通行道路では、交差点(別添)での、見通が悪く工事車両との接触事故等が心配される。整理員の配置が必要である。(リブミラーも必要)		
※受付年月日	R7 年 2 月 27 日	※受付番号	第 号 06-L-20
※備 考			

受付
開発審査室
7.3.26
第 号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。



見解書・再見解書

令和7年 4月 日

吹田市長宛

事業者

住所

枚方市楠葉並木2丁目2番21号

氏名

株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成

電話番号

072 (809) 2345

代理人

住所

大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605

氏名

株式会社ソ・コ・ポ・レーション 代表取締役 福本 心

電話番号

06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の)

(所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり見解書再見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事				
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68（地番）				
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他（ ）				
意見 に対する 見解	①「南側道路側の通路出入口から自転車・バイク・人の飛び出しで接触事故が起これないように形態・構造の検討と安全施設（車止め・ミラー等）、見通しの良い配慮をして欲しい」 南側道路の交通事情に関する皆様からの声を真摯に受け止め、通路出入時の交通事故防止等の為、南側通路出入口にバリカー及び注意喚起警告板を設置いたします。また、計画地南側道路境界部には、見通しを確保できるよう塀・フェンス等の設置はせず、南側緑地部分にも中高木の植樹はいたしません。尚、入居後においても、管理会社を通じて、通路からの出入りに際し、交通事故を防ぐように利用者への指導徹底を行うよう努めさせます。					
	②「工事中の車両通行での事故、振動、停滞の起これない対応（整理員の配置）」 工事車両の運行は、通学・一般通行者・一般車両を優先することはもとより、運転者への安全教育を徹底し、現場周辺道路での徐行運転等安全運転を実施いたします。また、工事車両が周辺の道路上において待機する時間を極力減らし、スムーズに現場内に入れるよう車両運行計画を立て、出入庫の調整・管理を図ります。なお、工事車両の現場への出入りにあたっては、常時誘導員を配置し、交通事故防止に努めるとともに、大型重機搬入時や土砂搬出及びコンクリート打設等の大型車両の集中する作業日には、状況に応じ適宜誘導員を増員し、安全誘導にあたります。					
※受付年月日		年 月 日		※受付番号	第 号	※ 受付 印
※備 考						

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

2024年3月26日

吹田市長宛

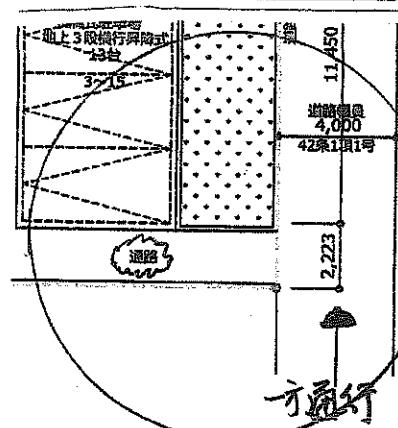
住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 第1項 第3項
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	AD南金田1丁目PJ新築工事		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意見の内容	 要望 ●弊宅の前が通路の出入り口で(2.223m)です。 変更又は移動願いたいです。(3.75mにしたい) 1. 狭いから危ない () 2. 出入りが誰でも出来る 治安が悪くなる 3. 前の道路が一方通行 車が見えない ●南側の通路との境界のフェンスは高さ 4m以上の音も漏れない様願います		
※受付年月日	R7年2月27日	※受付番号	第 06-L-20 号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書・再見解書

令和7年 4月 日

吹田市長宛

事業者 住 所 枚方市楠葉並木2丁目2番21号
氏 名 株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成
電話番号 072 (809) 2345

代理人 住 所 大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605
氏 名 株式会社ソ・コ・ポ・レーション 代表取締役 福本 心
電話番号 06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
見 解 書
再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68 (地番)			
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()			
意見 に対する 見 解	①「南側道路側の通路出入口の位置変更or取り止め(通行危険・治安悪化)」 南側道路の交通事情に関する皆様からの声を真摯に受け止め、通路出入時の交通事故防止等の為、南側通路出入口にバリカー及び注意喚起警告板を設置いたします。また、計画地南側道路境界部には、見通しを確保できるよう塀・フェンス等の設置はせず、南側緑地部分にも中高木の植樹はいたしません。尚、入居後においても、管理会社を通じて、通路からの出入りに際し、交通事故を防ぐように利用者への指導徹底を行うよう努めさせます。 ②「(西側)境界フェンスは高さ4m以上の音も漏れないようにして欲しい」 西側隣地境界部につきましては、新たに計画地側にメッシュフェンス(風の影響を受け易く、倒壊の危険性もある為、基礎込で高さ1.8m)を設置いたしますが、防犯対策の観点から当該フェンス上部には忍び返しを設置させていただきます。尚、音の問題に関しましては、隣接側には既存の10段積コンクリートブロック塀もあるので、影響はないものと考えておりますが、竣工後、ご近隣の皆様と友好的な相隣関係を保持する為、入居者との賃貸契約の際の契約書、重要事項説明書等に居住環境を損なう行為や法令違反、公序良俗違反、共同行為の秩序を乱す行為、騒音・振動・臭気等により、ご近隣の皆様にご迷惑を及ぼし、もしくは不快の念を抱かせる行為については、禁止事項として明記し、入居者との賃貸契約の際、入居者に十分な説明を行うとともに、入居後においても、管理会社を通じ、指導徹底を行うよう努めさせます。				
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※	受付 印
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

7 年 4 月 2 日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	AD南金田1丁目PJ新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市南金田1丁目6番4.6番5.6番68		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	工事に伴う住宅の出来が相当凶悪く 家の倒壊不安がある 近頃は築年数50年以上の家も多い場所の為 1年以上つづく大型の工事に耐えるのが不安 事前に検査のような物を希望する		
※受付年月日	R7 年 2 月 27 日	※受付番号	第 06-L-20 号
※備 考			※受付印 7.4.-2 第 号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書・再見解書

令和7年 4月 日

吹田市長宛

事業者 住 所 枚方市楠葉並木2丁目2番21号
 氏 名 株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成
 電話番号 072 (809) 2345

代理人 住 所 大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605
 氏 名 株式会社ソ・コ・ポ・レーション 代表取締役 福本 心
 電話番号 06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
 見 解 書
 再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68 (地番)			
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()			
意見 に 対 する 見 解	①「辺りは築年数50年以上の家も多い場所の為、1年以上続く大型の工事に耐えるかが不安である為、事前調査を希望する」 工事着手前に本計画地と地続きで隣接する家屋の写真撮影等事前調査を実施し、現況の記録と確認を行い調査結果報告書を交付させていただく旨を大規模開発事業の構想についての説明会にて回答させていただきましたが、皆様からのお声を真摯に受け止め、事前調査の実施範囲を拡げ、敷地境界から15m迄の範囲を対象とさせていただきます。				
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

2025年 4月 17日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	AD南金1丁目PJ新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市		
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	隣地斜線制限の順守 振動測定器及び騒音測定器の設置希望 既存ブロック塀現状確認及び工事終了時の 状態チェック 振動・騒音規制法の順守		
※受付年月日	27年4月17日	※受付番号	第 号 06-L-20
※備 考			※受付印 受付 開発審査室 7.4.17 第

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書・再見解書

令和7年 4月 日

吹田市長宛

事業者 住 所 枚方市楠葉並木2丁目2番21号
氏 名 株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成
電話番号 072 (809) 2345

代理人 住 所 大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605
氏 名 株式会社ソ・コ・ポ・レーション 代表取締役 福本 心
電話番号 06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第 17 条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
見 解 書
再見解書
を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事			
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68 (地番)			
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()			
意見 に対する 見 解	①「隣地斜線制限の遵守」 当然ながら建築上の各種法規制を遵守いたします。 ②「振動測定器及び騒音測定器の設置」 騒音・振動等のご迷惑について特段の注意を払って現場管理するとともに、ご要望を受け、基礎工事完了時迄の間、適宜環境測定(騒音・振動)を実施し、測定値を常時開示いたします。 ③「既存ブロック塀の現状確認及び工事終了時の状態チェック」 工事着手前に隣接家屋の写真撮影等事前調査(現場に面する側の外壁・外構廻り等)を実施し、現況の記録と確認を行い、調査結果報告書を交付させていただきます。また、工事完了後は、事前調査個所の状態チェック(事後調査)も実施させていただきます。 ④「振動・騒音規制法の遵守」 騒音・振動等によるご迷惑を極力少なくする為、工法・機械の選定に留意し、工事用機械等の使用にあたっては、公害防止条例、振動・騒音規制法等で定められた規則、基準を遵守するとともに、騒音、振動を軽減するよう努めます。				
	※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※
	※備 考				受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

2025年4月7日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	AD南金田1丁目PJ新築工事		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他()		
意見の内容	要望 1.南側の道路に面した通路は塞ぐようお願いします。 通行が危ない。道路が東行き一方通行のため 誰もが通行できるため付近の住宅の治安が悪くなる恐れがある 2.近接する西側のブロックを工事中に倒壊若しくは変形しないよう補強してください 3.工事に関して 振動、騒音、埃等は十分注意してください 近隣の住民から苦情が出れば即、対応願います 監督者 責任者は常駐して苦情、安全にはいかなる場合も責任持ってください		
※受付年月日	R7年4月7日	※受付番号	第 06-1-20 号
※備考			受付 開発審査室 7.4.17 第 号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

見解書・再見解書

令和7年 4月 日

吹田市長宛

事業者

住所

枚方市楠葉並木2丁目2番21号

氏名

株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成

電話番号

072 (809) 2345

代理人

住所

大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605

氏名

株式会社ソ・コ・ポ・レーション 代表取締役 福本 心

電話番号

06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第2項第4項の規定により、次のとおり見解書再見解書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称		AD南金田1丁目PJ 新築工事				
事 業 区 域 の 位 置		吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68（地番）				
予 定 建 築 物		☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他（ ）				
意見 に対する 見解	①「南側道路側の通路出入口取り止め(通行危険・治安悪化)」 南側道路の交通事情に関する皆様からの声を真摯に受け止め、通路出入時の交通事故防止等の為、南側通路出入口にバリカー及び注意喚起警告板を設置いたします。また、計画地南側道路境界部には、見通しを確保できるよう塀・フェンス等の設置はせず、南側緑地部分にも中高木の植樹はいたしません。尚、入居後においても、管理会社を通じて、通路からの出入りに際し、交通事故を防ぐように利用者への指導徹底を行うよう努めさせます。尚、西側隣地境界部につきましては、新たに計画地側にメッシュフェンス(基礎込で高さ1.8m)を設置いたしますが、防犯対策の観点から当該フェンス上部には忍び返しを設置させていただきます。					
	②「西側(既存)ブロック塀を工事中に倒壊or変形させないように補強して欲しい」 当然ながら隣接する建物・境界塀等に損傷を与えないよう細心の注意を払い施工いたしますが、工事着手前に隣接家屋の写真撮影等事前調査(現場に面する側の外壁・外構廻り等)を実施し、現況の記録と確認を行い調査結果報告書を交付させていただきます。また、工事完了後は事前調査個所の状態チェック(事後調査)も実施させていただきます。尚、近隣住民所有の既存コンクリートブロック塀の補強はいたしかねます。					
	③「振動、騒音、埃等は十分注意して欲しい」、「近隣住民から苦情が出れば、即対応して欲しい」、「監督者、責任者は常駐して苦情、安全にはいかなる場合も責任を持って欲しい」 騒音・振動・塵埃等のご迷惑について特段の注意を払って現場管理いたします。また、工事関係者の風紀維持及び教育・指導監督を行う為、工事期間中、常駐の工事責任者を置くとともに、連絡窓口を設置し、ご近隣の皆様方とのトラブルが生じないよう留意いたします。					
※受付年月日		年 月 日		※受付番号	第 号	※ 受 付 印
※備 考						

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。